

令和 2 年 12 月 1 日改正

社会福祉法人貴静会役員・評議員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 45 条の 35 第 1 項及び社会福祉法人貴静会定款第 8 条及び第 21 条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等及び費用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 報酬等とは、報酬・賞与その他名称にかかわらず、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (2) 費用とは、交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の職務執行に伴い発生する経費をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員及び評議員の報酬等は、別表にて定める。

(費用弁償)

第 4 条 役員及び評議員がその職務を行うために要する費用は、弁償することができる。

- 2 費用の弁償については、社会福祉法人貴静会旅費規程に基づき支給する。

(改廃)

第 5 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を得て行う。

(附則)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から改正する。